

自動販売機設置に係る行政財産の貸付けについて、事後審査型制限付一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。

令和6年7月10日

刈谷市長 稲垣 武



1 入札に付する事項

(1) 件名

自動販売機設置に係る行政財産の貸付け

(2) 物件の表示

(3) 別紙貸付物件一覧のとおり

(3) 貸付期間

令和6年10月1日から令和11年9月30日まで(5年間)

2 入札参加資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たす法人又は個人に限り入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規

定に該当しない者であること。

(2) 過去3年間において、地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定

に該当したことがない者であること。

(3) 法人にあっては愛知県内に本店、支店、営業所等を有し、個人にあっては

愛知県内で事業を営んでいること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て

がなされている者でないこと、民事再生法(平成11年法律第225号)に

基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生

手続の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除

く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(5) 公告日から落札決定までの間、刈谷市入札参加資格停止要領(平成6年7

月12日施行)に基づく入札参加資格停止処分を受けていない者であること。

(6) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められる法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が、経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められる法人等

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる法人等

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人等

カ 役員等又は使用人が、アからオまでのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる法人等

キ 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けている法人等

（7）国税、県税又は市町村税を滞納している者でないこと。

（8）入札公告の日から過去2年以内に、自ら管理・運営する自動販売機を本市、国又は他の地方公共団体に2度以上設置した実績があること。

（9）入札日の前日までに、「あいち電子調達共同システム（物品等）」に名簿登録されていること。

3 入札参加申込書の提出

入札参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を、次のとおり提出しなければならない。また、期限までに申込書を提出しない者は、本入札に参加することができない。

(1) 提出期間

令和6年7月10日（水）から同年8月9日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

刈谷市東陽町1丁目1番地

刈谷市役所4階 企画財政部財務課財産管理係

(3) 提出方法

持参による（郵送、電子メール又はファクシミリ等、持参以外のものは受付しない）。

4 入札説明書等の配布期間、場所及び方法

本入札に係る入札説明書等の配布は、次のとおりとする。

(1) 配布期間

令和6年7月10日（水）から同年8月9日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所

刈谷市役所4階 企画財政部財務課財産管理係

(3) 配布方法

刈谷市役所企画財政部財務課財産管理係にて配布するほか、刈谷市ホームページからダウンロードすることができる。

5 質問書の提出

入札説明書等に関して質問がある場合は、質問書（様式3）を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年7月24日（水）午後5時15分まで

(2) 提出場所

刈谷市役所 4 階 企画財政部財務課財産管理係

(3) 提出方法

持参による（郵送、電子メール又はファクシミリ等、持参以外のものは受付しない。）。

(4) 回答方法

質問者に対し電子メール又はファクシミリでの回答後、刈谷市ホームページ及び財務課にて公開する。

6 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和 6 年 8 月 2 0 日（火）

※入札時間は別紙貸付物件一覧を参照すること。

(2) 場所

刈谷市役所 4 階 4 0 1 会議室

7 入札保証金

免除

8 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (3) 指定の日時まで指定の場所に持参しない入札
- (4) 同一事項の入札に対し 2 以上の意思表示をした入札
- (5) 他人の代理を兼ね、又は 2 以上の代理をした者の入札
- (6) 記名及び押印のない入札
- (7) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (8) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (9) 最低貸付料未満の価格の入札
- (10) 郵送による入札
- (11) 契約担当者の指示に従わなかった者の入札

9 開札

- (1) 開札は、6 で指定する日時及び場所で、入札の終了後直ちに行う。

- (2) 入札参加者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。
- (3) 最低貸付料以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、後日資格審査を行った上で落札者を決定する。ただし、落札候補者に資格がなかった場合は、次の順位者から順に資格を確認し、資格を満たしている者を落札者とする。
- (4) (1) から (3) までに記載のない事項については、刈谷市工事関係入札心得書によるものとする。

1 0 落札者の公表

落札者の決定後、刈谷市ホームページで落札者名、落札金額及び入札参加者数を公表する。

1 1 契約の締結

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用は、全て落札者の負担とする。

1 2 契約保証金

免除

1 3 その他

- (1) 提出された書類等は、返還しない。
- (2) 詳細は、入札説明書による。